山形県からのお知らせです

2025年4月1日より
建築確認申請関係の手数料が変わります

2022年6月公布、2025年4月施行の建築基準法・建築物省エネ法改正に伴い、省エネ基準適合義務化など、建築確認における審査項目が追加されるため、**建築確認・完了検査の手数料が変わります。**

申請の際は、手数料の額（県証紙の貼付額）に十分ご注意ください。

1　確認申請手数料

申請に係る床面積の合計	改正前	改正後		
		基本額	仕様基準加算額※1,※2	
			一戸建ての住宅	共同住宅等
30㎡以下	8,000円	10,000円	+13,000円	+24,000円
30㎡超100㎡以下	14,000円	21,000円		
100㎡超200㎡以下	21,000円	34,000円		
200㎡超300㎡以下	27,000円	44,000円	+14,000円	
300㎡超500㎡以下				+37,000円
500㎡超1,000㎡以下	49,000円	57,000円		
1,000㎡超2,000㎡以下	68,000円	82,000円		
2,000㎡超5,000㎡以下	204,000円	246,000円		+59,000円
5,000㎡超10,000㎡以下				+77,000円
10,000㎡超50,000㎡以下	328,000円	389,000円		
50,000㎡超	623,000円	694,000円		

※1　仕様基準加算額の算定においては、審査対象となる床面積の合計となります。

※2　省エネ基準への適合確認には、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等より「省エネ適判」を受ける必要がありますが、「仕様基準」又は「誘導仕様基準」により省エネ性能を評価する住宅は、確認申請手続きの中で適合を確認するため、「基本額」+「仕様基準加算額」=「確認申請手数料」となります。

2　完了検査申請手数料

申請に係る床面積の合計	改正前		改正後	
	中間検査なし	中間検査あり	中間検査なし	中間検査あり
30㎡以下	14,000円	12,000円	19,000円	16,000円
30㎡超100㎡以下	17,000円	15,000円	29,000円	27,000円
100㎡超200㎡以下	23,000円	21,000円	42,000円	39,000円
200㎡超500㎡以下	30,000円	29,000円	55,000円	54,000円
500㎡超1,000㎡以下	52,000円	49,000円	69,000円	65,000円
1,000㎡超2,000㎡以下	72,000円	65,000円	100,000円	93,000円
2,000㎡超10,000㎡以下	175,000円	165,000円	260,000円	250,000円
10,000㎡超50,000㎡以下	284,000円	270,000円	406,000円	393,000円
50,000㎡超	563,000円	549,000円	705,000円	692,000円

※工作物・建築設備、中間検査申請の手数料に改正はありません。

■ 注　意 ■

○上記は、山形県が審査・検査する場合の手数料です。山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・天童市又は㈱山形県建築サポートセンターなどの指定確認検査機関の手数料は、各機関へお問い合わせください。

○改正後の手数料は、2025年4月1日以降に市町村で受け付けたものが対象となりますが、以下の経過措置があります。

■ 経過措置 ■

①2025年4月1日より前に工事に着手した建築物の計画変更確認申請・完了検査申請の手数料は、改正前の手数料となります。

②2025年4月1日より前に確認済証の交付を受け、同日以降に着手した建築物で、「仕様基準」又は「誘導仕様基準」により基準適合の審査を受ける場合の完了検査申請の手数料は、改正後の完了検査申請手数料に確認申請手数料の仕様基準加算額を加算した額となります。

手数料の算定例は裏面

手数料算定例

施行日をまたぐケース

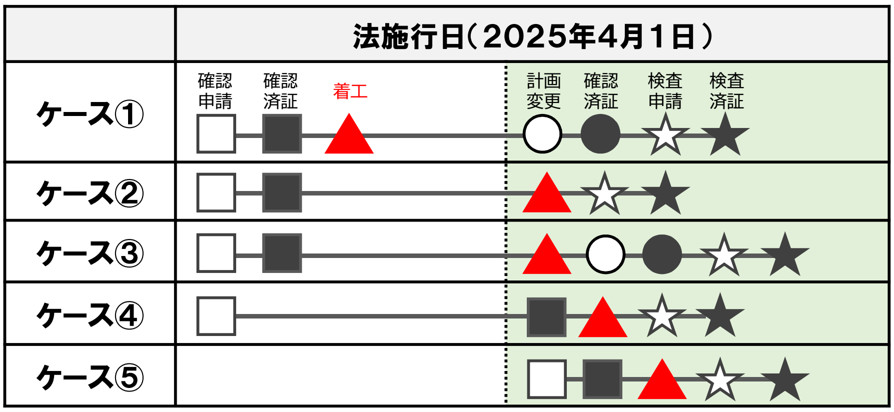

算定例　（一戸建ての住宅、床面積合計150㎡、中間検査なしの場合で試算）

パターン１　省エネ評価が仕様基準の場合

	確認申請	計画変更確認申請	完了検査申請
ケース①	改正前　21,000円	改正前（変更面積に応じた額） ※経過措置①	改正前　23,000円 ※経過措置①
ケース②	改正前　21,000円	−	改正後　55,000円 基本額42,000円＋加算額13,000円 ※経過措置②
ケース③	改正前　21,000円	改正後 変更面積に応じた額＋加算額13,000円	改正後　42,000円
ケース④	改正前　21,000円※1	−	改正後　42,000円
ケース⑤	改正後　47,000円 基本額34,000円＋加算額13,000円	−	改正後　42,000円

パターン２　省エネ評価が省エネ適判の場合※2、3

	確認申請	計画変更確認申請	完了検査申請
ケース①	改正前　21,000円	改正前（変更面積に応じた額） ※経過措置①	改正前　23,000円 ※経過措置①
ケース②	改正前　21,000円	−	改正後　42,000円
ケース③	改正前　21,000円	改正後（変更面積に応じた額）	改正後　42,000円
ケース④	改正前　21,000円※1	−	改正後　42,000円
ケース⑤	改正後　34,000円	−	改正後　42,000円

※1　ケース④の場合、改正後の法律で建築確認の審査を行いますが、手数料は改正前の手数料となります。（追加納付は不要です。）

※2　住宅性能評価書や、長期優良住宅の認定証等を添付した場合も同様の金額となります。

※3　建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）や住宅性能評価等の料金は別途必要となります。

問合せ先
県土整備部建築住宅課　電話　023-630-2641
村山総合支庁建設部建築課　電話　023-621-8236　最上総合支庁建設部建築課　0233-29-1419
置賜総合支庁建設部建築課　電話　0238-26-6090　庄内総合支庁建設部建築課　0235-66-5643